

令和 7 年度 隠岐の島町ホームページリニューアル業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は隠岐の島町ホームページリニューアル業務の受託者を、価格のみにならず技術力や実績等の様々な観点から選定を行う公募型プロポーザル方式により決定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 プロポーザルの概要

(1) 業 務 名

令和 7 年度 隠岐の島町ホームページリニューアル業務

(2) 業 務 内 容

別紙「令和 7 年度 隠岐の島町ホームページリニューアル業務仕様書」による

(3) 履 行 期 間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日までとする。

(4) 予 算 額

¥10,670,000 円（消費税及び地方消費税含む）以内。

3 事務局

隠岐の島町役場 総務課 広報広聴係

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8572

E-mail : kouhou@town.okinoshima.shimane.jp

4 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

5 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規程に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの申し立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

- (6) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
- (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前4号と同視し得る資本関係又は人的関係
- (7) 過去5年間で、官公庁（国、都道府県、市町村）において導入実績があるCMSであり、現在も稼働していること。
- (8) 提案するシステム（CMSの導入を含むホームページの構築業務）構築後の運用・保守業務の実績があること。
- (9) ISO27001 認証、JSIQ27001 認証、プライバシーマークのいずれかを取得していること。

6 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となる場合があります。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に「5 参加資格」の第2号の資格要件を有しなくなった場合

7 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりであり、第2次審査以降の日程については変更する場合がある。

	項 目	日 程
第1次審査	募集の公告（実施要領等の配布）	R7. 3. 17(月)
	参加表明書の受付期間	R7. 3. 17(月)～R7. 4. 3(木) 午後5時
	参加表明書等に関する質問書受付期間	R7. 3. 17(月)～R7. 3. 26(水) 午後5時
	参加表明書等に関する質問書の回答期限	R7. 3. 28(金)
	第1次審査結果発表（通知）	R7. 4. 9(水)
第2次審査	企画提案書提出期間	R7. 4. 9(水)～R7. 4. 21(月) 午後5時
	企画提案書等に関する質問書受付期間	R6. 4. 9(水)～R7. 4. 16(水) 午後5時
	企画提案書等に関する質問書の回答期限	R7. 4. 18(金)
	第2次審査（ヒアリング）	R7. 4. 23(水) 予定
	結果の通知（発送）	R7. 4. 28(月) 予定

8 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできます。

また、希望者には事務局にて、電子データを交付する。

(URL : <https://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

- (1) 公告文
- (2) 令和7年度 隠岐の島町ホームページリニューアル業務プロポーザル実施要領
- (3) 令和7年度 隠岐の島町ホームページリニューアル業務プロポーザル評価要領
- (4) 令和7年度 隠岐の島町ホームページリニューアル業務プロポーザル参加表明書等作成要領
- (5) 令和7年度 隠岐の島町ホームページリニューアル業務プロポーザル企画提案書等作成要領
- (6) 令和7年度 隠岐の島町ホームページリニューアル業務仕様書
- (7) 各様式
- (8) 【別添1】CMS 基本機能・サーバー要件対応表
- (9) 【別添2】CMS 機能要件対応表

9 質問受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡素にまとめ、質問書（様式第2号）により提出すること。

- (1) 提出期限 【参加表明書等に関する質問】 令和7年3月26日(水)午後5時（必着）
 【企画提案書に関する質問】 令和7年4月16日(水)午後5時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出書式 質問書（様式第2号）
- (4) 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は「令和7年度 隠岐の島町ホームページリニューアル業務プロポーザル質問書」とし、送信すること。
- (5) 回答期限 【参加表明書等に関する質問】 令和7年3月28日(金)
 【企画提案書に関する質問】 令和7年4月18日(金)
- (6) 回答方法 【参加表明書等に関する回答】 隠岐の島町ホームページに掲載。
 【企画提案書に関する質問】 電子メールにて企画提案書提出者に送信。

10 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年4月3日(木) 午後5時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）
- (4) 提出書類（各1部）
 - (ア) 参加表明書（様式第1号）
 - (イ) 会社概要書（様式第3号）
 - (ウ) 業務実績書（様式第4号）

- (エ) 予定技術者調書（管理・担当）（様式第5号）
- (オ) 業務実施体制調書（様式第6号）
- (カ) 管理責任者、担当者の雇用を証明する書類等（雇用証明書、健康保険証等）の写し
- (キ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（発行から3か月以内のもの。写し可）
- (ク) 【別添1】CMS基本機能・サーバー要件対応表
 - ①対応状況の該当欄に「○・△・□・×」で記述すること。
 - ②代替施設及び特記事項のある場合は、備考欄に代替方法等を記述すること。

(5) 作成方法

令和7年度 隠岐の島町ホームページリニューアル業務プロポーザル参加表明書等作成要領を参照し、作成すること。

1.1 第1次審査【資格審査・書類審査】

- (1) 参加資格者から期限までに提出された書類について、資格審査及び書類審査を行う。
- (2) 第1次審査の結果は期限までに適正に提出した全ての事業者には、電子メールで通知する。
また、第2次審査への参加決定事業者には、実施日時及び場所を改めて通知する。
- (3) 第1次審査の評価基準は、次のとおりとする。
 - (ア) 参加資格及び適格要件を満たしているか。
 - (イ) 必要書類・記載事項が整っているか。
- (4) 応募者が5者以上になった場合は、下記の項目で上位5者を選定する者とするものとする。
審査項目と配点割合、評価点数は、次のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
業務実績	受託業務の実績を総合的に評価	10	8	6	4	2
業務実施体制	的確に業務を遂行できる体制や従事者の実績・能力等、実施スケジュールの妥当性を評価	10	8	6	4	2
ソフトウェア（CMS）・サーバー	ソフトウェア（CMS）・サーバーが仕様書の要件を満たしているか。機能、優位点を評価	10	8	6	4	2

(5) 審査委員会第1次審査結果発表（通知）

審査結果発表（通知） 令和7年4月9日（水）

1 2 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年4月21日(月) 午後5時(必着)
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)とし、併せて電子データ1式をCD-R又はDVD-Rに保存し提出すること。

(4) 提出書類

(ア) 企画提案提出書(様式第7号) 1部提出

(イ) 企画提案書(任意様式)

- ① 7部提出(6部「企業名無し」、1部「企業名有り」)
- ② A4サイズ、縦長片面とする。
- ③ 文字サイズは10.5ポイント以上
- ④ カラー可、図、絵、写真等の使用は可

(ウ) 試作ホームページ記事

本業務の制作物であるホームページの案を提出すること。ホームページで使用する画像等の素材は隠岐の島町に関連するものを使用する必要はないが、制作物のイメージが確認できるものとする。

(エ) 業務工程表

- ① 7部提出(6部「企業名無し」、1部「企業名有り」)
- ② 様式自由。ただし、A3サイズ、横長片面で1枚以内
- ③ 文字サイズは10.5ポイント以上

(オ) 初期構築費見積書(令和8年3月1日～令和8年3月31日までの運用・保守費を含む。)

- ① 7部提出(6部「企業名無し」、1部「企業名有り」)
- ② 様式は自由。ただし、積算の具体的な内訳を記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- ③ 企業名有の見積書は、宛先を隠岐の島町長とすること。

(カ) 運用・保守費見積書(年間令和8年4月1日～令和9年3月31日まで)

- ① 7部提出(6部「企業名無し」、1部「企業名有り」)
- ② 様式は自由。ただし、積算の具体的な内訳を記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- ③ 企業名有の見積書は、宛先を隠岐の島町長とすること。

(キ) 【別添2】CMS機能チェックリスト

- ① 対応状況の該当欄に「○・△・×」で記述すること。
- ② 代替施設及び特記事項のある場合は、備考欄に代替方法等を記述すること。

1 3 第2次審査【プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリング】

企画提案書提出後、参加者から企画提案書類に係るプレゼンテーション、デモンストレーション

及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。なおプレゼン等に出席しない場合は、採点を行わない。

- (1) 開催日 令和7年4月23日（水）
- (2) 場所 隠岐の島町役場本庁2階 201 会議室
- (3) 時間構成 プレゼン等の時間は1 提案者 60 分以内で（プレゼンテーション 30 分以内、デモンストレーション 15 分以内、審査委員からのヒアリングを 15 分程度）行う予定である。
- (4) 留意事項
 - (ア) プレゼン等には業務責任者の出席を必須とし、出席者は4 名以内（パソコン操作員含む）とする。
 - (イ) プレゼン等に出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
 - (ウ) パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。大型モニター（100 インチ）は用意するが、その他の機器は各自で用意すること。

1 4 審 査

(1) 審査委員会

参加表明書等及び企画提案書の審査、評価及び最も優れた企画提案書の特定は、「隠岐の島町ホームページリニューアル業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。本プロポーザルに関して、参加表明者及び企画提案書提出者が1 者のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い選定の可否を決定する。

◎委員名簿

役職	団体名等
委員長	隠岐の島町 総務課長
委員	隠岐の島町 地域振興課長
委員	隠岐の島町 商工観光課長
委員	隠岐の島町 保健福祉課長
委員	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課長
オブザーバー	隠岐の島町 総務課 情報システム係

(2) 第1次審査（資格審査・書類審査）

提出された参加表明書等について参加資格要件を満たしているかを事務局において審査し、参加資格を満たす者に企画提案書の提出を求める。

(3) 第2次審査（企画提案書審査・プレゼンテーション・デモンストレーション）

提出された企画提案書等並びにプレゼン等の説明及び質疑応答の内容を総合的に判断し、最優

秀者及び次順位者を特定する。

(4) 審査結果の通知

全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。

(5) 審査項目と配点

審査項目と配点割合は、次のとおりとする。

評 価 項 目	評価点	評価基準
業務実績	10 点	別表 1
業務実施体制	10 点	別表 1
ソフトウェア (CMS) ・サーバー	10 点	別表 1
企画提案書	40 点	別表 2
プレゼンテーション・デモンストレーション (操作性)	20 点	別表 3
参考見積	10 点	別表 3

1 5 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

1 6 業務委託契約の締結

- (1) 町は、最優秀者に対し、隠岐の島町ホームページリニューアル業務の契約に係る優先交渉権を付与する。最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行うこととする。
- (2) 契約については、契約交渉により本町と合意に至った場合に、契約限度額の範囲内で随意契約を締結することとする。

1 7 その他事項

- (1) 提出書類の著作権は、隠岐の島町に帰属することとする。
- (2) 提出書類は、プロポーザル選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示等に使用する。
- (3) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、特別な場合を除き、変更することはできない。
- (4) 提出書類は、返却しないものとする。
- (5) 審査の経緯及び結果について、異議申し立ては受け付けない。
- (6) 特定された企画提案書の提案内容は実際の業務にそのまま採用されるものではない。
- (7) 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和 7 年度当初予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、最優秀者において損害が生じて、発注者はその損害について一切負担しない。

別表 1

評 価 基 準 1

評価項目	評 価 の 着 眼 点	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
業務実績	受託業務の実績を総合的に評価	10	8	6	4	2
業務実施体制	的確に業務を遂行できる体制や従事者の実績・能力等、実施スケジュールの妥当性を評価	10	8	6	4	2
ソフトウェア (CMS) ・サーバー	ソフトウェア (CMS) ・サーバーが仕様書の要件を満たしているか。機能、優位点を評価	10	8	6	4	2

別表 2

評 価 基 準 2

評価項目	評 価 の 着 眼 点	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
企画提案書	取組方針	5	4	3	2	1
	課題と改善への対応・サイト設計	10	8	6	4	2
	デザイン	5	4	3	2	1
	ウェブアクセシビリティ	5	4	3	2	1
	ページ移行・導入支援	5	4	3	2	1
	運用保守	5	4	3	2	1
	追加提案	5	4	3	2	1

別表 3

評 価 基 準 3

評価項目	評 価 の 着 眼 点	評価及び評価点数				
		極めて 良好	良好	普通	やや 不十分	不十分
プレゼンテーション・操作性（デモンストレーション）	ページの作成・公開	5	4	3	2	1
	ページの管理	5	4	3	2	1
	効率化・自動化による負担軽減	5	4	3	2	1
	特徴的な機能	5	4	3	2	1
参考見積	初期導入コストの妥当性	5	4	3	2	1
	保守・運用コストの妥当性	5	4	3	2	1